

令和4年第4回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第53/号

令和4年第4回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年11月17日

多摩市長 阿部 裕 行

記

1 日 時 令和4年12月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第 9 6 号議案

旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等解体工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- 1 工 事 件 名 旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等解体工事
- 2 契約の相手方 東京都多摩市関戸二丁目 3 2 番地 1
プリメーラ多摩 9 0 1 号
未来・栄伸建設共同企業体
株式会社未来
代表取締役社長 酒井 治子
- 3 契 約 金 金 3 1 3 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用）

（参考）

- 1 工 事 の 内 容 旧多摩ニュータウン事業本部用地の建築物、工作物、外構等の解体工事
- 2 工 事 場 所 東京都多摩市諏訪二丁目 1 4 番地 1
- 3 工 事 区 分 解体工事
- 4 工 期 契約発効の日の翌日から令和 6 年 1 月 1 9 日まで
- 5 財 源 一般財源

第 97 号議案

諏訪北公園整備工事の請負契約の締結について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 諏訪北公園整備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市落合六丁目 1 5 番地 6
多摩ニュー・長谷川建設共同企業体
株式会社多摩ニュータウンサービス
代表取締役 千田 拓雄 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 3 1 8 , 5 6 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 の 概 要 | 公園：敷地造成工、給排水設備工、サービス施設整備工、
管理施設整備工、建築施設組立設置工
屋外体育施設：テニスコート整備工、野球場整備工 |
| 2 | 工 事 場 所 | 多摩市諏訪三丁目 1 1 番地先 |
| 3 | 工 事 区 分 | 造園工事 |
| 4 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和 6 年 1 月 3 1 日まで |
| 5 | 財 源 | 国庫支出金、市債、一般財源及びその他財源 |

第 98 号議案

多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称及び所在地	指定の期間
関戸・一ノ宮コミュニティセンター	関戸・一ノ宮コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市関戸四丁目 19 番地 5	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日 まで
桜ヶ丘コミュニティセンター	桜ヶ丘コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市桜ヶ丘一丁目 17 番地 7	
乞田・貝取コミュニティセンター	乞田・貝取コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市乞田 810 番地	
鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	鶴牧・落合・南野コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市落合六丁目 5 番地	
貝取コミュニティセンター	貝取コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市貝取四丁目 5 番地 1	
聖ヶ丘コミュニティセンター	聖ヶ丘コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市聖ヶ丘二丁目 21 番地 1	
愛宕コミュニティセンター	愛宕コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市愛宕三丁目 2 番地	
唐木田コミュニティセンター	唐木田コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市鶴牧六丁目 14 番地	
和田・東寺方コミュニティセンター	和田・東寺方コミュニティセンター運営協議会 東京都多摩市和田 2006 番地 4	

第 99 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表専門スタッフの部市立図書館奉仕員 A の項の次に次のように加える。

副校長補佐	月額	194,400円
-------	----	----------

別表補助スタッフの部チャレンジ雇用職員の項中「1,041円」を「1,
072円」に改め、同部教育活動指導員 B 及びスクール・サポート・スタッフ
の項中「1,050円」を「1,090円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表専門スタッフの部市立
図書館奉仕員 A の項の次に次のように加える改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日
から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表（補助スタッフの部に係る部分に限る。）の
規定は、令和 4 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前
の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により既
に支払われた報酬は、この条例による改正後の多摩市会計年度任用職員の任
用、勤務条件等に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

第100号議案

多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例

多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 実施機関の責務等（第3条—第5条）
- 第3章 開示等請求（第6条—第9条）
- 第4章 多摩市行政不服審査会（第10条・第11条）
- 第5章 多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会（第12条）
- 第6章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する市民の権利を保障するとともに、」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、市長、下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とする。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 実施機関の責務等

第3条第1項中「保護」を「適正な取扱い」に改め、同条第2項中「個人情報の」の次に「適正な」を加え、同条第3項を削る。

第4条から第10条までを削る。

第11条の見出し中「管理責任者」を「個人情報保護管理責任者等」に改め、同条第1項中「、個人情報を適正に管理するため」を削り、「個人情報保護管理責任者」の次に「その他の実施機関内部において保有個人情報を適正に管理するための組織（以下「個人情報保護管理責任者等」という。）」を加え、同条第2項中「個人情報保護管理責任者」を「個人情報保護管理責任者等」に、「個人情報を」を「保有個人情報を」に、「保護の」を「の保護の」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報の保有状況に関する帳簿の作成）

第5条 実施機関は、法第75条第5項の規定により、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した別に定める帳簿を作成する。

2 前項の帳簿は、公表しない。

第5条の次に次の章名及び2条を加える。

第3章 開示等請求

（開示義務の特例）

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条第2号ウ（法第78条第1項各号に該当するものを除く。）に掲げる情報とする。

（開示等請求の記載事項）

第7条 開示等請求（開示（法第76条第1項に規定する保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）、訂正（法第90条第1項に規定する保有個人情報の訂正をいう。以下同じ。）又は利用停止（以下「開示等」という。）の請求をいう。以下同じ。）に係る書面には、法第77条第1項各号、第91条第1項各号又は第99条第1項各号に掲げる事項のほか、開示等請求に必要な範囲で実施機関が別に定める事項の記載をすることができる。

第12条から第23条までを削る。

第23条の2第1項中「前条各項の決定（以下「開示等決定等」という。）は、」を「開示決定等は」に改め、「、開示請求にあつては」を削り、「自己に関する個人情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求にあつては」を「訂正決定等及び利用停止決定等は開示等請求があつた日の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「第22条第2項」を「法第77条

第3項、第91条第3項又は第99条第3項」に改め、同条第2項中「やむを得ない」を「事務処理上の困難その他正当な」に、「開示等決定等」を「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（以下「開示等決定等」という。）」に改め、「及び」の次に「延長後の」を加え、「開示等請求者」を「開示等請求をした者（以下「開示等請求者」という。）」に改め、同条第3項中「開示等請求に係る個人情報」を「開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報」に、「場合又は事務処理上の調整その他やむを得ない理由により、開示等請求が」を「ため、開示請求が」に、「すべて」を「全て」に、「開示等決定等」を「開示決定等」に、「、開示等請求に」を「、開示請求に」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に、「個人情報に」を「保有個人情報に」に、「開示等請求者」を「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」に改め、同項第1号中「本項」を「この項の規定」に改め、同条に次の1項を加える。

4 訂正決定等又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等又は利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正又は利用停止の請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等又は利用停止決定等をする期限

第23条の2を第8条とする。

第23条の3から第24条までを削る。

第25条第1項中「個人情報の開示等請求」を「保有個人情報の開示請求」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、保有個人情報の写しの交付による開示請求があった場合の当該写しの作成に係る費用は、開示請求者の負担とする。

第25条第2項を削り、同条第3項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第9条とする。

第9条の次に次の章名を付する。

第4章 多摩市行政不服審査会

第26条から第27条の3までを削る。

第28条の見出し中「審査会」を「多摩市行政不服審査会」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「審査会は」を「多摩市行政不服審査会（多摩市行政不服審査会条例（平成27年多摩市条例第63号）第1条の規定により設置される多摩市行政不服審査会をいう。以下「審査会」という。）は」に、「諮

問実施機関」を「諮問実施機関等（法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関及び多摩市議会個人情報保護条例（令和 年多摩市条例第 号）第45条第1項の規定により審査会に諮問した多摩市議会議長（以下「議長」という。）をいう。以下同じ。）」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「諮問実施機関」を「諮問実施機関等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「諮問実施機関」を「諮問実施機関等」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「前項」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条（法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「もの（審査請求人等）」を「者（審査請求人、参加人及び諮問実施機関等）」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第10条とする。

第28条の2から第28条の4までを削り、第28条の5を第11条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会

第29条の見出しを「（多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会）」に改め、同条第1項中「審議会」を「多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同条第2項中「実施機関の」を「次のいずれかに該当する場合において、法第129条の規定により実施機関が行う諮問及び多摩市議会個人情報保護条例第50条の規定により議長が行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定により、同項に規定する避難支援等関係者に対し同条第1項に規定する名簿情報を提供しようとする場合であって、本人の同意が得られないときに、審議会への諮問及びこれに対する答申をもって当該同意に代えようとする場合
- (4) 諮問実施機関等における保有個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

第29条第3項中「及びその権限に属することとされた事項」を削り、同条を第12条とする。

第12条の次に次の章名を付する。

第6章 雑則

第30条から第34条までを削る。

第35条を第13条とし、第36条を第14条とし、第37条を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者がその職務上又は業務に関して知り得た旧個人情報（この条例による改正前の多摩市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務（第2号に掲げる者のうち指定管理業務に従事していたものについては、その業務に係る旧個人情報を漏らし、又は指定管理業務以外の不当な目的で持ち出し、若しくは利用してはならない義務）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) 施行日において現に旧実施機関（旧条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項（第19条第2項、第20条第2項又は第21条第2項において準用する場合を含む。）、第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止については、なお従前の例による。

3 施行日において現にされている審査請求（旧条例第27条第1項に規定する審査請求であって施行日において同項に規定する裁決がされていないものに限る。）に係る諮問、答申その他の旧条例の規定による手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第29条第2項の規定によりされた諮問であって同項の規定による答申がされていないものに対する審議及び答申については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を含む情報の集合体であって、一定の業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができる

ように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 施行日において現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、多摩市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 施行日前にした行為に対する旧条例第37条に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

（多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第3条 多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年多摩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）に規定する多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければ」を「その管理の業務に係る個人情報の保護その他の情報の管理が適正に実施されることについて検討し、及び確認しなければ」に改める。

第14条第1項中「多摩市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）」に改める。

（多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 施行日において現に前条の規定による改正前の多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下この条において「改正前指定管理者指定手續条例」という。）第3条第1項の規定によりされている申請は、前条の規定による改正後の多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下この条において「改正後指定管理者指定手續条例」という。）第3条第1項の規定によりされた申請とみなす。

2 前項の規定により改正後指定管理者指定手續条例第3条第1項の規定によりされたものとみなされた申請について、施行日前に改正前指定管理者指定手續条例第6条第1項の規定により行った多摩市情報公開・個人情報保護運

営審議会への意見聴取は、改正後指定管理者指定手続条例第6条第1項の規定により行った検討及び確認とみなす。

(多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例の一部改正)

第5条 多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例(平成20年多摩市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「当たっては、」の次に「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び」を加える。

(多摩市私債権等管理条例の一部改正)

第6条 多摩市私債権等管理条例(平成24年多摩市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第20条中「多摩市個人情報保護条例(平成11年多摩市条例第1号)第8条第2項第2号又は第14条第2項第2号の規定により本人以外から収集し、又は」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第2号の規定により」に改める。

(多摩市暴力団排除条例の一部改正)

第7条 多摩市暴力団排除条例(平成25年多摩市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第2条第2号」を「第2条第2項」に改め、「(以下「実施機関」という。)」を削り、「及び」の次に「多摩市議会議長(以下「実施機関等」という。)並びに」を加え、「同条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項又は多摩市議会個人情報保護条例(令和 年多摩市条例第 号)第2条第1項」に改め、同条第2項中「実施機関は」を「実施機関等は」に、「実施機関が」を「個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号又は多摩市議会個人情報保護条例第12条第2項第3号の規定により、実施機関等が」に改める。

(多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例の廃止)

第8条 多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例(平成27年多摩市条例第54号)は、廃止する。

(多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第9条 施行日前に前条の規定による廃止前の多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例第9条第1項若しくは第2項(第13条第2項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)、第13条第1項又は第14条第1項の規定による請求がされた場合における同条例に規定する保有特定個人情報の開示、訂正又は利用中止等については、なお従前の例による。

第101号議案

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を
改正する条例

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例（平成6年多摩市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多摩市立公園内駐車場の管理運営に関する条例

第1条中「公園施設である多摩市立多摩中央公園内駐車場」を「多摩市立公園の有料施設として設置する公園内の駐車場」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 公園内駐車場の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

第3条中「するもの」の次に「のうち、別表第2に掲げる公園内駐車場の区分に応じ、同表に定めるもの」を加え、同条第1号中「。以下「車両法」という。」を削り、「のうち、長さが5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.1メートル以下及び総重量が2,000キログラム以下のもの」を「（以下「普通自動車」という。）」に改め、同条第2号中「車両法」を「道路運送車両法」に改め、「もの」の次に「（以下「小型自動車等」という。）」を加える。

第4条の見出しを「（使用時間）」に改め、同条第1項中「利用」を「使用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、多摩市長（以下「市長」という。）が特に必要があると認めるときは、これらの時間を変更し、又は公園内駐車場において自動車を入場し、若しくは出場することができる時間を別に定めることがで

きる。

第4条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

（使用の休止）

第5条 市長は、公園内駐車場の補修、改修その他管理上の事由により必要があると認めるときは、公園内駐車場の全部又は一部の使用を臨時に休止することができる。

第6条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条中「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第7条の見出しを「（駐車料金）」に改め、同条第1項中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に、「駐車場の利用」を「公園内駐車場の使用」に、「利用料金」を「駐車料金」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 駐車料金は、別表第2に掲げる公園内駐車場の区分及び駐車できる自動車の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

第7条第3項中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「駐車料金」に、「出庫」を「出場」に改める。

第8条の見出し中「利用料金」を「駐車料金」に改め、同条中「利用料金は、出庫の際に」を「駐車料金は、市長が定める方法により」に改める。

第9条を次のように改める。

（駐車料金の減免）

第9条 市長は、必要と認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

第10条の見出しを「（駐車料金の返還）」に改め、同条中「利用料金」を「駐車料金」に、「還付」を「返還」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「と認められる」を削る。

第12条中「利用者」を「使用者」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第13条中「利用者」を「使用者」に、「き損」を「毀損」に改める。

第14条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「

指定管理者」という。)に、公園内駐車場の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 公園内駐車場の使用の許可及び制限に関する業務
- (2) 公園内駐車場の施設及び附帯設備の運営及び維持管理に関する業務
- (3) 駐車料金の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 第4条から第11条まで及び別表第2の規定は、前項の規定により指定管理者が公園内駐車場の管理運営に関する業務を行う場合について準用する。この場合において、第4条第2項中「多摩市長（以下「市長」という。）」とあるのは「指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」と、「とき」とあるのは「場合においてあらかじめ多摩市長（以下「市長」という。）の承認を得たとき」と、第5条、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条、第10条ただし書並びに第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「とき」とあるのは「場合においてあらかじめ市長の承認を得たとき」と、第7条第2項中「とおり」とあるのは「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」と、別表第2中「駐車料金」とあるのは「駐車料金の上限額」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第8条の規定により徴収する駐車料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

公園内駐車場の名称	位置
永山南公園内駐車場	多摩市永山四丁目7番地12内
諏訪南公園内駐車場	多摩市諏訪五丁目14番地1内
諏訪北公園内駐車場	多摩市諏訪三丁目11番地内
貝取南公園内駐車場	多摩市貝取四丁目13番地内
貝取北公園内駐車場	多摩市貝取二丁目1番地1内
愛宕東公園内駐車場	多摩市愛宕一丁目66番地内
関戸公園内駐車場	多摩市関戸三丁目5番地内
連光寺公園内駐車場	多摩市連光寺五丁目8番地6内
一本杉公園内駐車場	多摩市南野二丁目14番地内
和田公園内駐車場	多摩市和田795番地内
多摩東公園内駐車場	多摩市諏訪四丁目9番地内

奈良原公園内駐車場	多摩市鶴牧四丁目4番地内
宝野公園内駐車場	多摩市落合五丁目5番地内
大谷戸公園内駐車場	多摩市連光寺五丁目17番地1内
多摩中央公園内駐車場	多摩市落合二丁目35番地内
鶴牧西公園内駐車場	多摩市鶴牧二丁目18番地内
並木公園内駐車場	多摩市和田1551番地1内

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条、第7条関係）

公園内駐車場の名称	駐車できる自動車	単位	駐車料金
永山南公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
諏訪南公園内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
諏訪北公園内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
貝取南公園内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
貝取北公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
愛宕東公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごと	100円

	のもの又は小型自動車等	に	
関戸公園 内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
	普通自動車のうち長さが7メートル、幅が2.1メートル又は高さが2.8メートルのいずれかを超え、長さが12メートル以下、幅が2.5メートル以下かつ高さが3.8メートル以下のもの	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	300円
連光寺公園 内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
一本杉公園 内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
	普通自動車のうち長さが7メートル、幅が2.1メートル又は高さが2.8メートルのいずれかを超え、長さが12メートル以下、幅が2.5メートル以下かつ高さが3.8メートル以下のもの	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	300円
和田公園 内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
多摩東公園 内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごと	100円

	以下のもの又は小型自動車等	に	
	普通自動車のうち長さが7メートル、幅が2.1メートル又は高さが2.8メートルのいずれかを超え、長さが12メートル以下、幅が2.5メートル以下かつ高さが3.8メートル以下のもの	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	300円
奈良原公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
宝野公園内駐車場	普通自動車のうち長さが7メートル以下、幅が2.1メートル以下かつ高さが2.8メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
大谷戸公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
多摩中央公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の1時間まで	300円
		1時間を超え、以後30分までごとに	150円
鶴牧西公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円
並木公園内駐車場	普通自動車のうち長さが5メートル以下、幅が2メートル以下かつ高さが2.1メートル以下のもの又は小型自動車等	最初の30分まで	無料
		30分を超え、以後1時間までごとに	100円

備考

- この表中30分を超え、以後1時間までごとに100円とある駐車料

金については、午前6時から午後8時までの間の使用に係るものは700円を上限とし、午後8時から翌日の午前6時までの間の使用に係るものは300円を上限とする。

- 2 この表中30分を超え、以後1時間までごとに300円とある駐車料金については、午前6時から午後8時までの間の使用に係るものは2,100円を上限とし、午後8時から翌日の午前6時までの間の使用に係るものは900円を上限とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定（多摩東公園内駐車場の項に係る部分及び多摩中央公園内駐車場の項に係る部分以外の部分に限る。）及び別表第1の次に1表を加える改正規定（多摩東公園内駐車場の項に係る部分及び多摩中央公園内駐車場の項に係る部分以外の部分に限る。）は、公布の日から起算して3年5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第 1 0 2 号議案

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立公園条例の一部を改正する条例

多摩市立公園条例（昭和 4 7 年多摩市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 永山南公園の項中「庭球場」の次に「・駐車場」を加え、同表諏訪南公園の項中「球技場」の次に「・駐車場」を加え、同表諏訪北公園の項中「庭球場」の次に「・駐車場」を加え、同表貝取南公園の項中「球技場」の次に「・駐車場」を加え、同表貝取北公園の項及び愛宕東公園の項中「庭球場」の次に「・駐車場」を加え、同表関戸公園の項中「野球場」の次に「・駐車場」を加え、同表連光寺公園の項中「庭球場」の次に「・駐車場」を加え、同表一本杉公園の項中「旧加藤家」の次に「・駐車場」を加え、同表和田公園の項中「球技場」の次に「・駐車場」を加え、同表多摩東公園の項中「陸上競技場」の次に「・駐車場」を加え、同表奈良原公園の項中「庭球場」の次に「・駐車場」を加え、同表宝野公園の項中「球技場」の次に「・駐車場」を加え、同表大谷戸公園の項中「キャンプ練習場」の次に「・駐車場」を加え、同表鶴牧西公園の項中「農家風休憩施設」の次に「・駐車場」を加え、同表に次のように加える。

並木公園	駐車場
------	-----

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定（多摩東公園の項に係る部分以外の部分に限る。）及び同表に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して 3 年 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第103号議案

多摩市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市図書館条例の一部を改正する条例

多摩市図書館条例（平成8年多摩市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多摩市立図書館条例

第1条第1項中「図書館を」を「多摩市立図書館（以下「図書館」という。）を」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条中「委員会が別に」を「委員会規則で」に改め、同条を第16条とする。

第4条第1項中「第14条の規定に基づき、第1条第2項に掲げる図書館について、1の」を「第14条第1項の規定により、」に改め、同条第5項中「1人」を「一人」に改め、同条を第15条とする。

第3条の次に次の11条を加える。

（活動室等）

第4条 別表第2に掲げる図書館に、同表に定めるところにより活動室又は駐輪場（一定の区画を限って、自転車等を駐車するための施設をいう。以下同じ。）（以下「活動室等」という。）を置く。

（使用の承認及び条件）

第5条 活動室等を使用しようとするものは、委員会の承認を受けなければならない。

2 活動室の使用の承認は、団体が使用する場合に限り受けることができる。

3 駐輪場の使用の承認は、引き続く7日以内の期間に限り受けることができる。

4 委員会は、使用の承認に当たり、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、活動室等の使用を承認しない。

- (1) 活動室等その他の図書館の施設、附属物、設備等を破損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が活動室等の使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第7条 委員会は、第5条第1項の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、活動室等の使用を制限し、若しくは停止させ、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の承認の条件に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- (3) 災害、事故その他やむを得ない事由により活動室等を使用することができなくなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が活動室等の使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により活動室等の使用を制限され、若しくは停止され、又は使用の承認を取り消されたことにより生じた使用者の損害については、委員会はその責を負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、活動室等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、活動室等の使用を終了したとき又は第7条第1項の規定により活動室等の使用の承認を取り消されたときは、速やかに使用した設備等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、委員会が使用者に代わって当該設備等を原状に回復し、使用者はその作業に要した費用を支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、活動室等の使用に際して、活動室等その他の図書館の施設、附属物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(承認を受けていない自転車等の保管、処分等)

第14条 委員会は、第5条第1項の承認を受けずに図書館の敷地内に駐車する自転車等があるとき又は同条第3項に規定する駐輪場の使用の承認に係る期間を超えて駐輪場に駐車する自転車等があるときは、これを移送し、保管することができる。

2 委員会は、前項の規定により自転車等を移送し、保管するときは、当該自転車等の所有者に対し、その引き取りを求める通知等をするものとし、当該通知等の後においてもなお引き取りがないときは、当該所有者が所有権を放棄したものとみなしてこれを処分することができる。

3 委員会は、第1項の規定により自転車等を保管するため駐輪場を使用するときは、当該自転車等の所有者又は使用者から保管料を徴収することができる。この場合において、保管料の額は、第8条の規定による使用料の額に準ずるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、第1項に規定する自転車等の移送、保管、引き取りの通知等、処分及び移送に要した費用の徴収に係る取扱いその他の手続については、多摩市営駐輪場条例（平成8年多摩市条例第18号）第13条及び第14条の規定の例による。

5 委員会は、災害若しくは第三者に起因して生じた駐輪場における損害又は盗難について、その責を負わない。

別表本館の部中「本館」を「中央館」に、「多摩市立図書館」を「多摩市立中央図書館」に、「29番地」を「35番地」に改め、同表分室の部中「多摩市立図書館」を「多摩市立中央図書館」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条、第8条関係）

1 活動室

図書館の名称	施設の区分	1時間当たりの使用料の単価
多摩市立中央図書館	活動室 1	570円
	活動室 2	220円
	活動室 3	190円
多摩市立関戸図書館	活動室	410円

備考 活動室の使用料は、この表に定める1時間当たりの使用料の単価（多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者が過半数を占める団体以外の団体が使用する場合は、当該単価に2を乗じて得た単価とする。）に、この条例に基づく委員会規則において同表に定める施設の区分ごとに定める使用区分の時間数（当該時間数に1時間に満たない時間があるときは、当該時間数の1時間に対する割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 駐輪場

図書館の名称	施設の区分	単位	使用料
多摩市立中央図書館	自転車用駐車区画	最初の3時間まで	無料
		3時間を超え、以後24時間までごとに	100円
	原動機付自転車及び自動二輪車用駐車区画	最初の3時間まで	無料
		3時間を超え、以後24時間までごとに	210円

備考 この表において、「自転車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいい、「原動機付自転車」とは同項第10号に規定する原動機付自転車をいい、「自動二輪車」とは同項第9号に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から1年を超えない範囲内において多摩市教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の第5条第1項の規定による活動室の使用の承認に係る手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(多摩市学びあい育ちあい推進審議会条例の一部改正)

- 3 多摩市学びあい育ちあい推進審議会条例(平成23年多摩市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「多摩市図書館条例」を「多摩市立図書館条例」に、「第4条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第104号議案

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年多摩市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される多摩市議会議員及び多摩市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された多摩市議会議員及び多摩市長の選挙については、なお従前の例による。